

平成27年11月9日

【照会先】

労働基準局労働条件政策課

(代表電話) 03(5253)1111 (内線)5534、5545

(直通電話) 03(3502)1599

報道関係者各位

大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果について

厚生労働省は、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握し、適切な対策を講じる参考とするため、平成27年8月下旬から9月にかけて、大学生、大学院生、短大生、専門学校生に対し、アルバイトに関する意識等調査を行いました。その結果を取りまとめましたので、公表します。(別紙1参照)

学生アルバイトに関しては、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを本年4月から9月に実施するなど、大学生等への周知活動に取り組んできました。

今後は、本調査結果を踏まえ、大学生等に対する周知・啓発や事業主団体に対する要請、相談対応の強化を行うなど、学生アルバイトの労働条件の確保に向けて取り組んでいきます。(別紙2参照)

調査結果のポイント

- 1 週1日以上、3か月以上にわたってアルバイトを行った経験を有する大学生等に、アルバイトに関する意識等調査を実施し、1,000人から回答を得た。
- 2 対象者1,000人が経験したアルバイトの業種等は、コンビニエンスストア(15.5%)、学習塾(個別指導)(14.5%)、スーパーマーケット(11.4%)、居酒屋(11.3%)の順であった。
- 3 学生1,000人が経験したアルバイト延べ1,961件のうち58.7%が、労働条件通知書等を交付されていないと回答した。労働条件について、学生が口頭でも具体的な説明を受けた記憶がないアルバイトが19.1%であった。
- 4 学生1,000人が経験したアルバイト延べ1,961件のうち48.2%(人ベースでは60.5%)が労働条件等で何らかのトラブルがあったと回答した。トラブルの中では、シフトに関するものが最も多いが、中には、賃金の不払いがあった、労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかったなどといった法律違反のおそれがあるものもあった。

※ 当初発表資料から、下線部について修正。

(※添付資料については、一部省略しました。)

大学生等へのアルバイトに関する意識等調査結果概要

調査目的: 学生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反等により不利益を被ったり、学業に支障を来したりといったことがあることから、学生アルバイトの現状や課題等を把握し、厚生労働省として適切な対策を講じるための参考とする。

調査対象: アルバイト経験のある大学生、大学院生、短大生、専門学校生・・・1,000人

調査方法: インターネットを使用した調査(委託調査: 楽天リサーチ株式会社)

調査期間: 平成27年8月27日から同年9月7日まで

調査概要: まず、インターネット調査の協力者として登録されている18歳から25歳の男女(6,054人)に対し、事前アンケート調査をし、大学生、大学院生、短大生、専門学校生(以下「大学生等」という。)(2,250人)を抽出した。

そのうち、これまで週1日以上アルバイトを3か月以上継続して行ったことのある大学生等(1,724人)に本調査を実施し、回答が早かった1,000人から回答を得た。なお、対象者がアルバイトを複数経験している場合は、3つまでの複数回答を得ており、1,000人が経験したアルバイトの延べ件数は1,961件である。

1 業種等(アンケート項目の中から3つまでの複数回答)

業種等については、学生になじみのある求人情報誌等で使われている業種等から代表的なものを選定した(※)。対象者1,000人が経験したアルバイトにおいては、次の業種が多かった。(詳細は資料編3、12～13頁参照)

※ 選択肢には業種や職種が混在しているが、大学生等が回答しやすいように、求人情報誌等から代表的なものを選定したもの。

コンビニエンスストア	15.5%
学習塾(個別指導)	14.5%
スーパーマーケット	11.4%
居酒屋	11.3%

2 労働条件の明示(アンケート項目の中から該当するもの1つ回答)

対象者1,000人が経験したアルバイト延べ1,961件のうち、労働条件を示した書面を交付していないものが58.7%あり、そのうち働く前に口頭においてですら具体的な説明がなかったものが全体の19.1%あった。(詳細は資料編3、17～18頁参照)

※ 労働基準法第15条において、使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件(労働契約の期間に関する事項、就業の場所及び従事すべき業務に関する事項、所定労働時間を超える労働の有無に関する事項など)を書面により明示しなければならないとされているもの。

3 明示された労働条件(アンケート項目の中から該当するもの全て回答)

労働基準法第15条で明示が求められている労働条件のうち、書面や口頭で明示された割合が低いものは、年次有給休暇の日数(有無を含む)17.1%、退職に関する事項 26.6%、所定時間を超える労働(残業)の有無 37.4%、休憩時間 47.6%であった。

一方で、賃金に関する次の事項については、明示されていると回答のあった割合は必ずしも低くないものの、必要な明示がなされていないものも認められた。(詳細は資料編3、20～21頁参照)

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ・ 賃金の締日及び支払日 | 67.5% (32.5%が明示されていない。) |
| ・ 賃金の支払方法(振込か現金払いなど) | 70.9% (29.1%が明示されていない。) |
| ・ 賃金額(アルバイト代の単価) | 77.0% (23.0%が明示されていない。) |

4 労働条件に関するトラブル(アンケート項目の中から該当するもの全て回答)

対象者 1,000 人が経験したアルバイト延べ 1,961 件のうち 48.2%(人ベースでは 60.5%)で何らかの労働条件上のトラブルがあったとしている。これを労働基準関係法令違反のおそれがあるものと、その他労使間のトラブルと考えられるものに分け、それぞれの主なものをあげると以下のとおり。(詳細は資料編3、23～24頁参照)

<労働基準関係法令違反のおそれがあるもの>

- | | |
|---|-------|
| ・ 準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった | 13.6% |
| ・ 1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった | 8.8% |
| ・ 実際に働いた時間の管理がされていない(例えばタイムカードに打刻した後に働かされたなど) | 7.6% |
| ・ 時間外労働や休日労働、深夜労働について、割増賃金が支払われなかった | 5.4% |
| ・ 賃金が支払われなかった(残業分) | 5.3% |

<その他労使間のトラブルと考えられるもの>

- | | |
|------------------------|-------|
| ・ 採用時に合意した以上のシフトを入れられた | 14.8% |
|------------------------|-------|

- ・ 一方的に急なシフト変更を命じられた 14.6%
- ・ 採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた 13.4%
- ・ 一方的にシフトを削られた 11.8%
- ・ 給与明細書がもらえなかった 8.3%

5 学業への支障(自由記載)

主な意見は次のとおり。

- ・ 試験の準備期間や試験期間に、休ませてもらえない、シフトを入れられた、シフトを変更してもらえなかった、等
- ・ シフトを多く入れられたり、他の人の代わりに入れられたり、変更してもらえなかったなどのために、授業に出られなかった

自由記載のため、使用者側に起因するものかは明らかでないが、以下のような意見もあった。

- ・ アルバイトのしすぎで過労になった、体調を崩した、健康を害した、等
- ・ 深夜のアルバイトにより睡眠不足、昼間眠くなる、朝授業に間に合うように起きられない、等

6 困ったときの相談先(アンケート項目の中から該当するもの全て回答)

対象者 1,000 人が、アルバイトで困ったことがあったときの相談先は、知人・友人に相談した場合が最も多く(32.0%)、次いで家族(23.6%)、インターネットで調べた(10.1%)、学校や職場の先輩に相談した(9.6%)であった。

他方、アルバイトを辞めた(10.7%)、何もなかった(10.1%)との回答も認められた。

なお、行政機関等の専門の相談窓口相談した割合は計 1.6%であった。(詳細は資料編3、25 頁参照)

7 法定労働条件等の認識(アンケート項目の中から該当するもの全て回答)

対象者 1,000 人のうち、法定労働条件等で認識が低かったものは、いわゆる 36 協定の締結・届出(12.8%)で、解雇予告(21.4%)、減給制裁の制限(22.2%)、一方的な労働条件の引き下げ禁止(24.8%)となっている。

一方、認識が高かったのは、最低賃金の支払い(64.1%)で、休憩時間の付与(56.5%)、労働条件の明示(47.5%)、賃金の支払い(43.5%)となっている。(詳細は資料編3、26 頁参照)

8 学生が効果的だと考えた労働関係法令の周知方法(自由記載)

主な意見

- ・ 大学等の入学時のガイダンスでの説明や講演会の開催
- ・ アルバイト情報誌やそれらのウェブサイト上での周知
- ・ 高校や大学の授業で教える
- ・ テレビCM、ネット広告、SNS、動画サイト、ポスター等での周知
- ・ 生協売店等学生がよく足を運ぶ場所での周知
- ・ アニメ、マンガ、動画、写真等を活用する

その他意見

- ・ 大学のキャンパス等の中に常設又は臨時の相談コーナー等を設ける
- ・ 学生同士で学び合う、相談しあう環境の整備
- ・ 学生が自分で調べるように仕向けていく
- ・ 大学等の許可制にする
- ・ バイト先の休憩室等に労働条件を書いたものを掲示する
- ・ 雇用の際に使用者に国が定めた形式の書面を交付させる
- ・ 必要な情報が入ったアプリでの周知

9 アルバイトと学業の両立についての大学生等の意見(自由記載)

主な意見

【使用者に関する意見】

- ・ シフトをもっと柔軟にするなどシフト上の配慮をしてほしい(特にテスト期間)
- ・ 使用者が学生の学業優先に対する理解を持ってほしい
- ・ 代替人材(主婦や高齢者等)の確保や十分な数のバイトを確保してほしい
- ・ 使用者に対する取締を強化してほしい／事業者側が労働条件の明示等のルールをもっと知って守ってほしい／バイトに無理をさせないでほしい

【学生自身に関する意見】

- ・ 学生自身の自覚や意識、計画性をもつべき
- ・ 学生側が自分の条件をはっきりと主張し、時には断るべき
- ・ 自分でバイトの労働条件をよく調べ、自分の生活にあった仕事を見つけるべき

【その他の主な意見】

- ・ 使用者とコミュニケーションをとって双方で確認・相談する／職場で休みが取りやすい環境や雰囲気をつくる／同僚に相談できる環境をつくる
- ・ 大学の授業料を値下げもしくは授業料の援助を拡充してほしい／奨学金を充実してほしい

その他

- ・ 勤務先以外で学生が相談できる場所の整備してほしい
- ・ 学校が条件を把握・チェックしてほしい
- ・ 店側も人員確保が困難ということは理解できる

以上

学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組の強化について

1 事業主団体への要請等

○事業主団体への要請（新規）

アンケート調査の結果を踏まえ、労働基準関係法令違反のみならず、無理なシフトの設定等学業に支障をきたすようなトラブルも見受けられることから、労働基準関係法令の遵守や学生は学業が優先であること、無理な人員配置を控えていただく旨等について、事業主団体に対する文書要請を行う。

○学生アルバイトが多い業界団体等への要請や意見交換（新規）

学生アルバイトが多い業界の団体等に対し、学生アルバイトを活用する上での課題（労働基準関係法令違反のみならずシフトの設定等も）について、文書要請や意見交換を行う。

○都道府県労働局長による助言・指導等の実施

アルバイトのシフトの設定を巡るトラブルなど民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長による助言・指導等を実施する。

2 周知・啓発など情報発信のさらなる推進

○チラシ・冊子等の作成による周知・啓発（新規）

学生アルバイトに関する具体的な問題事例等や、特に事業主に対し、学生は学業が優先であること、授業や試験期間におけるシフトの設定に配慮いただきたいこと等を示したチラシ・冊子等を作成し、周知・啓発を図る。また、より効果的な周知・啓発が図れるよう、関係機関・企業等へ協力を依頼する。

さらに、労働条件明示のモデル様式（シフトの設定にあたっては学業に留意する旨を明記したもの）を学生に配布し、本人や大学等におけるアルバイトの労働条件の確認のための利用促進を図る。

○高校生向けアンケートの実施による実態把握（新規）

高校生向けアンケートを実施して実態把握を行い今後の対策につなげる。

○高校生に対する労働法教育の充実（新規）

労働法について高校の公民等の授業の中で教えやすく生徒も学びやすいような、教材を含む学習プログラムを作成することを検討。

○高校、大学等への労働法制の普及にかかる講師派遣やセミナー等の実施（拡充）

高校、大学等において実施するセミナーや講義等を通じ労働法制の周知を図る。また、アルバイトに係る問題への窓口機能を強化してもらうべく、各大学等の学生支援部署の職員向けに参考となる冊子等の配布や説明会・研修会等を開催する。

○「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの全国での実施等（拡充）

28年度は全国規模で広報活動、リーフレットの配布などを重点的に実施する。

また、26年11月に開設した厚生労働省の労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」による情報発信を行うとともに、SNS等を活用し、アルバイトをする前に知っておくべき内容について周知を図る。

3 相談への的確な対応

○大学における出張相談（新規）

学生数が多い大学等を中心に年1回程度（アルバイトキャンペーン期間中）、都

道府県労働局による出張相談を実施する。

○労働基準監督署、総合労働相談コーナー等における相談対応（一部新規）

労働基準監督署、総合労働相談コーナー（各労働局及び各労働基準監督署に設置）において懇切丁寧な相談対応を行う。アルバイトキャンペーン期間中には、総合労働相談コーナーに若者相談コーナーを常設する。また、夜間・休日は、無料の電話相談ダイヤル「労働条件相談ほっとライン」で相談対応を行う。

○申告・相談がなされた事業場に対する優先的な監督指導の実施

学生アルバイトの方がいつでもメールで相談できる「労働基準関係情報メール窓口」に寄せられた相談を含め、労働基準関係法令違反の申告・相談がなされた事業場に対して、労働基準監督署において優先的に監督指導を実施し、法令違反が認められた場合には、その是正を図るよう指導を実施する。

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiyun/mail_madoguchi.html)